

財団法人長岡京市体育協会寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人長岡京市体育協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を長岡京市長法寺谷山 1 番地長岡京市西山公園体育館内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、長岡京市民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神を培い、スポーツの普及、振興を図り、もって健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の育成・強化と相互の連絡、協調を図ること。
- (2) 市民の健康・体力づくりに関すること。
- (3) スポーツの調査研究及び啓発指導に関すること。
- (4) 各種体育大会、競技会、講習会等の実施に関すること。
- (5) 競技力の向上に関すること。
- (6) スポーツ指導員の育成に関すること。
- (7) スポーツ少年団の育成・指導に関すること。
- (8) 長岡京市等の公共的団体からの委託により行うスポーツ事業の実施に関すること。
- (9) 長岡京市等の公共的団体の諮問に対する審議及びその施策への協力に関すること。
- (10) 長岡京市からの委託により行う次の体育施設の管理運営に関すること。
長岡京市西山公園体育館
長岡京市スポーツセンター
長岡公園体育施設
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 加盟団体の分担金
- (4) 賛助会費
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 委託金及び補助金
- (7) 寄付金品

(8) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に組入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に組入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、京都府教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、京都府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、財産目録及び貸借対照表とともに監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後 2 月以内に京都府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 12 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、京都府教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員及び評議員

(役員)

第 14 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 17 名以上 22 名以内 (うち会長 1 名、副会長 2 名又は 3 名、専務理事 1 名を含む。)

(2) 監事 2 名

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、加盟団体を代表する者及び学識経験者並びに長岡京市の職員のうちから評議員会で選出する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選で定める。

(理事の職務)

第16条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務に従事する。

4 理事は、理事会を組織してこの法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は京都府教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第18条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第19条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの3分の2以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第20条 常勤の役員は、有給とすることができる。

2 報酬の額は、理事会の議決により会長が定める。

(評議員選出)

第21条 この法人には、評議員50名以上60名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第22条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第23条 この法人には、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は長岡京市長とし、理事会の推挙を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の会長若しくは副会長であった者又は体育・スポーツの推進に功労のあった者のうちから理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 4 参与は、この法人の理事若しくは監事であった者又は特に理事会が推薦した者のなかから会長がこれを委嘱する。
- 5 名誉会長及び顧問は、会長又は理事会の諮問に応じ、又は会長若しくは理事会に建議することができる。
- 6 参与は、理事会の諮問に応じ、又は理事会に建議することができる。

第 6 章 会 議

(理事会の招集等)

第24条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第26条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

- 2 前2条の規定は評議員会においてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 7 章 各種委員会

(各種委員会)

第 28 条 この法人の事業遂行上必要があるときは、各種委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決により会長が別に定める。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 29 条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

(1) 市内の校区別社会体育振興会連合会を統轄する社会体育振興会連合会

(2) 市内の種目別スポーツ団体を統轄するスポーツ団体連合会

(3) その他市内におけるアマチュアスポーツを統轄する団体

(加盟)

第 30 条 この法人に加盟しようとする団体は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの 3 分の 2 以上の同意を経て加盟することができる。

(脱退及び除名)

第 31 条 加盟団体が脱退しようとするときはその理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会の議決を経て脱退することができる。

2 加盟団体が第 29 条に規定する資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適格と認められたときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの 3 分の 2 以上の同意を得て除名させることができる。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 32 条 この法人の目的に賛同するものは、賛助会員となることができる。

第 33 条 賛助会員は、別に定める会費を納めるものとする。

第 34 条 賛助会員に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 10 章 長岡京市スポーツ少年団

(長岡京市スポーツ少年団)

第 35 条 この法人に長岡京市内のスポーツ少年団によって構成する長岡京市スポーツ少年団を置く。

第 36 条 長岡京市スポーツ少年団は、第 4 条第 7 号その他これに関連する事業に関して別に定めるところに従い実施の権限を有する。

第 37 条 長岡京市スポーツ少年団について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

- 3 職員は、会長が任命する。
- 4 職員は、有給とする。
- 5 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決により会長が定める。

第12章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ京都府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ、京都府教育委員会の認可を受けたとき解散する。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ、京都府教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人又は長岡京市に寄付するものとする。

第13章 補 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第42条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 主務官庁の許可書・認可書及び承認書並びにこれらに係る申請書類
- (2) 寄附行為
- (3) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 法人登記及び財産登記関係書類
- (5) 財産目録
- (6) 資産台帳及び負担台帳
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (9) 処務日誌
- (10) 官公署往復書類
- (11) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永年保存としなければならない。ただし、同項第7号の帳簿及び書類については10年、第9号及び10号の書類については、1年の保存とする。

(細 則)

第43条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和61年3月31日までとする。

2 この法人設立当初の理事及び監事は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事(会長)	中小路 松信
理事(副会長)	柴田 繁三郎
理事(副会長)	池田 林一
理事(副会長)	加藤 博三
理事(専務理事)	福田 純一郎
理事	小泉 和子
理事	山本 登喜男
理事	長谷川 潔
理事	中島 精一
理事	安田 二郎
理事	辻浦 宏
理事	坪内 正一
理事	北村 正巳
理事	篠田 智之
理事	今井 民雄
理事	小西 誠一
理事	小田 豊
監事	前田 照男
監事	湯川 義雄

3 この法人の設立当初の役員及び評議員の任期は、第18条第1項及び第21条第4項の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

4 従来長岡京市体育協会に属した権利義務の一切は、この法人が承継する。

5 この寄附行為は、京都府教育委員会の設立の許可のあった日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和61年7月28日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成4年5月27日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成9年5月2日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成10年6月4日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成11年4月16日から施行する。